

【点検結果表の別紙】

《規制の影響が及ぶ範囲に係る参考情報》

改正案により新たに仮停止の対象となるのは、酒気帯び運転又は過労運転等の禁止の規定に違反する行為をし、よって交通事故を起こして人を傷つけたときである。それぞれの違反に係る交通事故件数（死亡事故を除く。）については、酒気帯び運転は、平成24年中3,191件、25年中2,999件、26年中2,847件であり、過労運転等は、平成24年中417件、25年中375件、26年中363件である。